

北海道外における自家増殖の許諾手続について（手続を要する品種）

地方独立行政法人北海道立総合研究機構

当機構の育成した次の品種について、下記の手続により自家増殖を認めますので、手続に漏れのないようにお願いします。

- 対象品種 大豆「ユキホマレ」（岩手県に限る）
ばれいしょ「オホーツクチップ」及び「さやあかね」

○ 手続方法

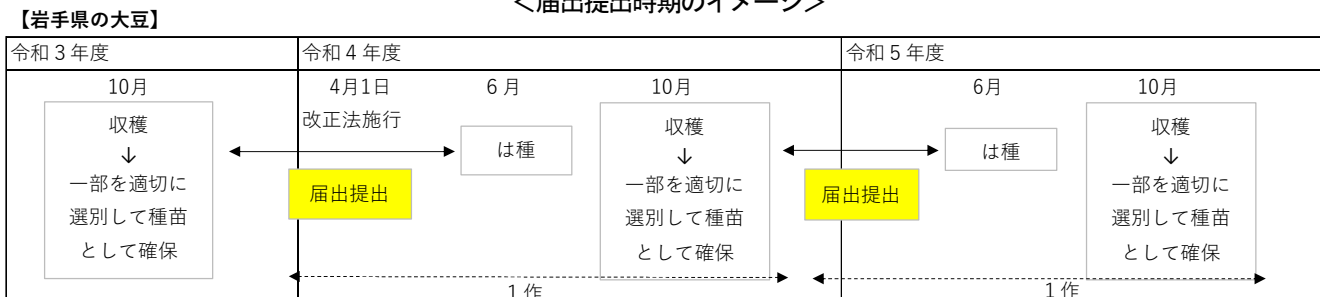
「自家増殖利用届」の遵守事項をよく読み、遵守していただける場合は、必要事項を記載の上、本届を提出していただくことで、当該品種の収穫物を種苗として利用することを認めます。

この手続は、令和4年4月1日以降に行われる、自家増殖した種苗の利用について、1作ごとに行っていただきます。毎年継続して利用する場合は、利用の前に必ず提出してください。記載方法は、別紙記載例を参照してください。

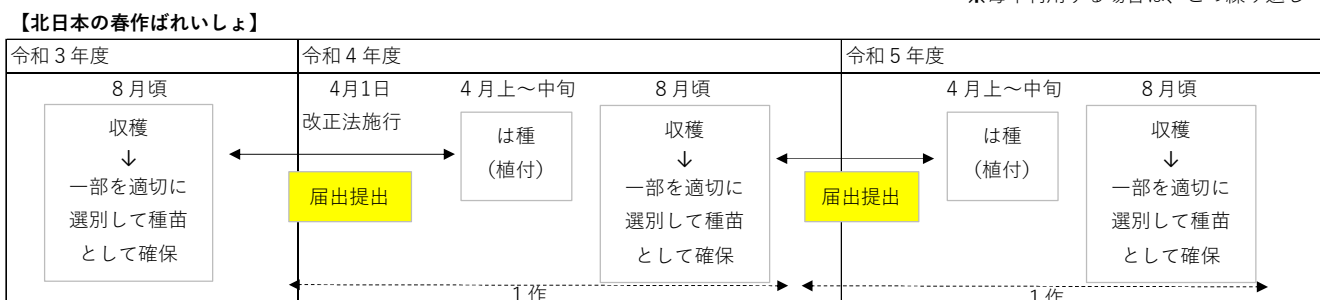
○ 提出先（郵送）

〒060-0819 北海道札幌市北区北19条西11丁目
地方独立行政法人 北海道立総合研究機構
研究推進部 知的財産グループ
（電話：011-747-2806（グループ直通））

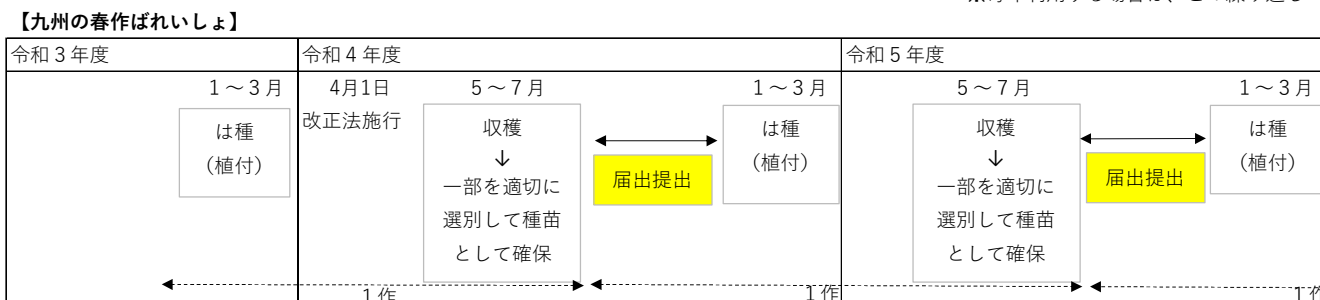
＜届出提出時期のイメージ＞



※毎年利用する場合は、この繰り返し



※毎年利用する場合は、この繰り返し



※毎年利用する場合は、この繰り返し